

防災管理者選任(解任)届出書

【 内容 】

次のような大規模な建物等では、管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)は、その責任において、防災管理上必要な業務の実施責任者として資格を有する者の中から防災管理者を選任し、防災管理上必要な業務を行わせるとともに、消防署長に届け出なければなりません。また、管理権原者や防災管理者に変更が生じた場合にも、その旨を消防署長に届け出なければなりません。

- 1 自衛消防組織設置対象物※で
 - (1)地階を除く階数が11以上で、延べ面積が10,000㎡以上の防火対象物
 - (2)地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積が20,000㎡以上の防火対象物
 - (1)地階を除く階数が4以下で、延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物
- 2 消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で
 - (1)自衛消防組織設置対象物※の部分が11階以上に存し、かつ、自衛消防組織設置対象物※部分床面積が10,000㎡以上の防火対象物
 - (2)自衛消防組織設置対象物※の部分が5階以上10階以下の階に存し、かつ、自衛消防組織設置対象物※部分床面積が20,000㎡以上の防火対象物
 - (3)自衛消防組織設置対象物※の部分が4階以下に存し、かつ、自衛消防組織設置対象物※部分床面積が50,000㎡以上の防火対象物
- 3 消防法施行令別表第1(16)の2項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物

【 根拠法令 】

消防法第36条において準用する同法第8条 消防法施行規則第51条の9において準用する同令第3条の2

【 届出時期 】

防災管理者を選任(解任)又は、管理権原者に変更(代表取締役の変更など)が生じたとき

【 提出部数 】

2部(その1部に届出済の印を押印して届出者に交付します。)

【 提出先 】 ※防災管理対象物が所在する場所を管轄する消防署等に届け出てください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防規制課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	×	
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	8時45分 ～ 17時30分	帯広市内分
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322		音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524		陸別町内分
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419		浦幌町内分

郵送による届出が可能な消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。